

社会的便益の事例

＜業界にとっての便益＞

- ・若年技能者の育成、標準的技術水準の確保が可能(全般)。
- ・技能伝承の観点から必要である(左官、築炉、鍛造、機械加工、印章彫刻など)。
- ・自動車製造において必須部品の製作に必要(金属熱処理、内燃機関組立て)。
- ・技術の普及、発展に寄与し、JIS、安全衛生法に準拠した標準作業として普及している(溶射)。
- ・精密工学産業にとって、重要な基礎技能である(機械加工)。
- ・職業訓練校、工業高校等がなくなったため、知識・標準作業の習得の場として役立つ(染色)。
- ・零細企業や個人経営が多いため、伝統工芸士の認定がない地域を含めて統一的な技能の評価に役立つ(陶磁器製造)。

＜雇用主にとっての便益＞

- ・企業の社員教育として役立っている(全般)。
- ・従業員への目標設定となっている(全般)。
- ・技能者の育成、若手技能者の入職促進、定着に大きな効果がある。(造船)
- ・3級検定は、在学中でも受検でき大きな目標となり、若年労働者の確保にもつながる。(配管)

社会的便益

＜消費者・国民にとっての便益＞

- ・関係する会社の技能者の能力を評価する際に一つの重要な目安として判断できる(機械加工、カーテンウォール施工、サッシ施工、ガラス施工)。
- ・めっきは数多くのインフラを錆から守るといった大きな使命を担い、技能士の存在は、めっきの技術を確かなものとし、顧客からの信頼・信用に大きく寄与している(めっき)。
- ・技能士の資格をもった従業員が機器の修理整備を担当することで、顧客の信頼を得られる(織製機械整備、農業機械整備)。
- ・技能士の製作した商品に対して、消費者からの信頼が高い(器具製作)。
- ・法規に関する幅広い知識と加工技術が要求されるため、技能士の加工した製品は、安全に使用できるとの信頼の下に使用されるシステムが出来ている(ローブ加工)。
- ・競争品の輸入増加に対応するためには、品質の向上が鍵(異種金属溶接)。
- ・伝統文化を後生に伝えることができる(器具製作)。

＜受検者にとっての便益＞

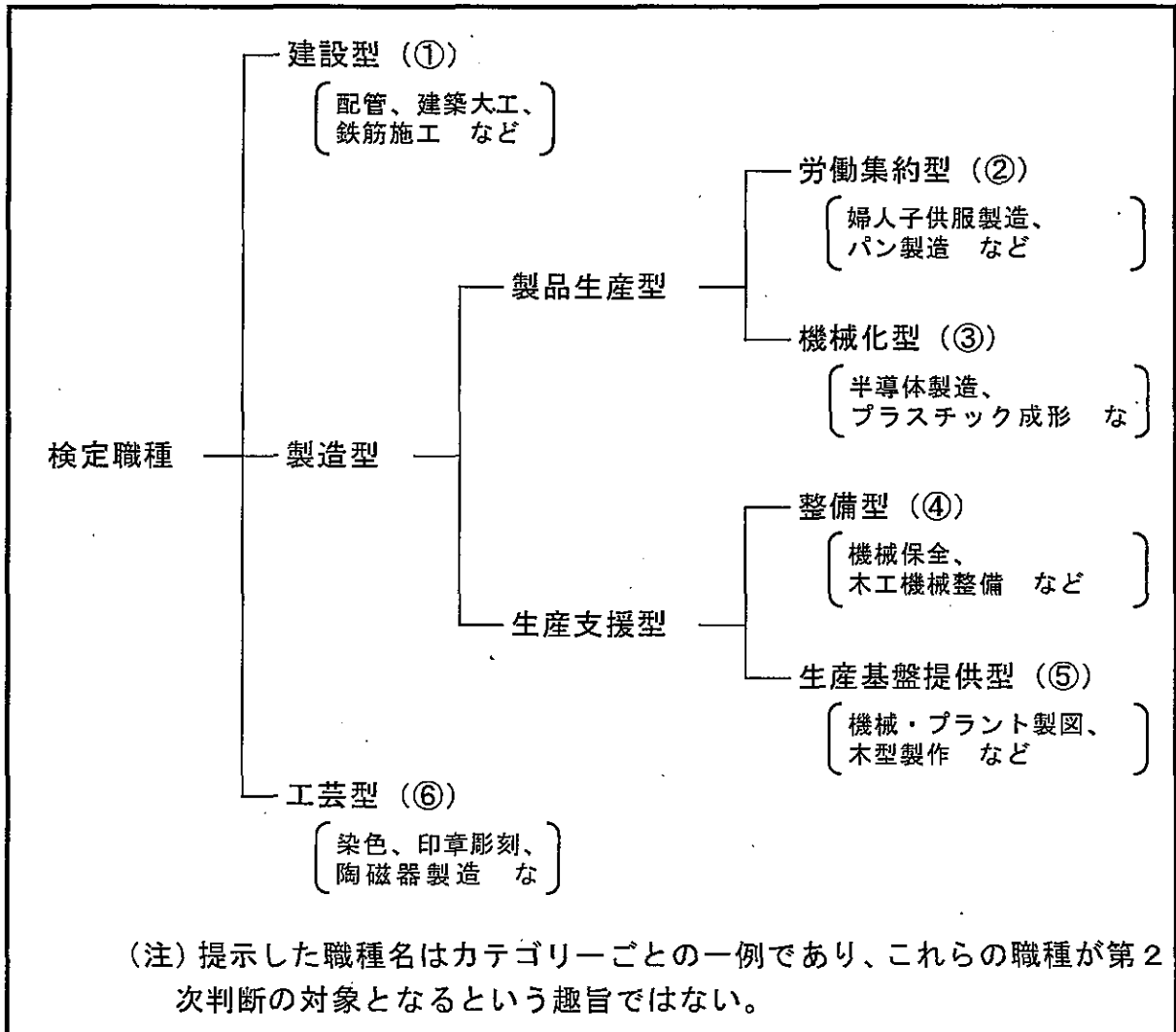
- ・建設工事の入札時において、技能士について経営事項審査に付加されている(建設関係職種)。
- ・公共工事において、技能士現場常駐制度がある(建設系職種)。
- ・基幹技能者受講資格に技能士資格保持が義務づけられている(とび、配管)。
- ・技能者として自信となり、業務の遂行に役立つ(全般)。
- ・職業生涯プランとしての具体的な指針となる(建築板金)。

第2次判断の基準について

第2次判断では、中央及び都道府県職業能力開発協会で行っている技能検定職種（以下単に「技能検定職種」という。）を6つのカテゴリーに分けた上でカテゴリーごとの標準的な社会的便益を数値（標準点数）で表し、第1次判断をクリアできなかった統廃合等検討対象職種ごとの社会的便益を標準点数と比較することにより、統廃合等を行うべきかを判断する。

1 技能検定職種の Kategorization

技能検定職種を、以下の図のように、①建設型、②製品生産・労働集約型、③製品生産・機械化型、④整備型、⑤生産基盤提供型、⑥工芸型に Kategorization する。



(参考) 平成19年度以前6年間の年間平均受検者数が100人以下の職種

分類	30人以下	31人～50人	51人～100人
①	建築図面製作、れんが積み、 コンクリート積みブロック 施工、スレート施工	ウェルポイント施工	エーエルシーパネル施工 、枠組壁建築
②	ガラス製品製造、金属研磨仕 上げ、製材のこ目立て		ロープ加工
③	ファインセラミックス製品 製造	機械木工	溶射、紙器・段ボール箱 製造、金属溶解
④		木工機械整備	縫製機械整備
⑤		木型製作	
⑥	竹工芸、漆器製造	陶磁器製造、印章彫刻	

2 カテゴリーごとの社会的便益の点数化と統廃合等の判断

(1) ①から⑤のそれぞれのカテゴリーごとに、

- ・ 技能継承に必要
- ・ 必須部品の品質維持に必要
- ・ 統一的な技能評価
- ・ 技能士常駐制度等の必要
- ・ 技能者としての自信
- ・ キャリア形成に役立つ
- ・ 社員教育
- ・ 能力開発の目標
- ・ 若手技能者の確保・定着に効果
- ・ 消費者・国民の安心・信頼
- ・ 伝統産業の振興
- ・ 国際競争力・国の技術レベルの維持

の12項目について、検討会（報告書（案）の5（1）を参照。）において採点を行い、それぞれのカテゴリーごとの標準的な社会的便益（標準点数）を算出しておく。

(2) 存続、廃止、統合及び指定試験機関への移行の判断は、以下の手順で行う。

- ① 第一次判断をクリアできなかった職種について、対象業界団体からのヒアリング及びパブリック・コメントをもとに、12項目の社会的便益を採点する。
- ② カテゴリーに応じて、(1)の標準点数の8割未満の職種については、廃止、他職種と統合して都道府県で実施又は指定試験機関へ移行することとする。
- ③ 次年度の受検者数が100人を超え、2年連続で100人を超える場合には統廃合等の手続きを中止する。

具体的な作業スケジュール（案）

<初年度の例>

平成21年 9月末	・ 第1次判断
10月1日	・ 対象業界への通知（第2次判断に進むこと） ・ パブリック・コメント用の社会的便益に関する質問項目の送付
12月末	・ 対象業界から社会的便益に関する回答送付
平成22年 1月～2月	・ パブリック・コメント（対象業界からの回答を添付）
2月～3月	・ 対象業界（及び関係業界）ヒアリング ・ パブリック・コメントとあわせて採点し、存続か否かの検討結果を対象業界に通知
3月	・ 現行のまま存続すべきでないとされた職種については、対象業界と行政の間で今後の対応を協議 ※ 即時廃止、統合相手を探す、指定試験機関への移行など ・ 即時廃止の場合は、3月末をもって廃止。
9月末	・ 20年度・21年度とも100人を超えている場合は、統廃合等の手続きを中止。
平成23年 4月	・ 統廃合又は指定試験機関への移行実施

参

考

技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会開催要綱

1 趣旨

技能検定については、平成18年5月から、学識経験者や労使関係者等を委員とする「技能検定職種等のあり方に関する検討会」を開催し、同年9月に、①企業、業界団体等のニーズを踏まえた検定職種、内容等の見直し、②検定職種整備等における民間活力の一層の活用、③多様な労働者の適切なキャリア形成に向けた取組の促進、④技能検定の社会的機能の強化と一層の活用促進、等を内容とする報告書を取りまとめたところである。

厚生労働省としては、これに基づき技能検定の職種等の見直しを行い、平成19年度には家庭用電気治療器調整、浴槽設備施工、ほうろう加工の各職種について廃止するとともに、工業彫刻職種については機械加工職種への統合を行ったところである。

今般、規制改革会議から、定量的基準も踏まえた職種統廃合の促進等の指摘を受けたことを踏まえ、学識経験者、その他の有識者からなる「技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会」を設置し、必要な検討を行うこととする。

2 検討事項

- (1) 職種の統廃合等の考え方について
- (2) 職種の統廃合等の具体的な進め方について
- (3) 技能検定試験の実施主体を営利団体にも開放することの是非について
- (4) その他

3 運営

- (1) 専門調査員会は、厚生労働省職業能力開発局長が、別紙のメンバーの参集を求めて開催する。
- (2) 専門調査員会の座長は別紙のメンバーの互選により選出するものとする。
- (3) 専門調査員会の事務は、厚生労働省職業能力開発局能力評価課において行う。

技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会メンバー

天野 富男	職業能力開発総合大学校専門基礎学科教授
梅津 二郎	職業能力開発総合大学校建築システム工学科教授
大野 高裕	早稲田大学理工学術院教授
北浦 正行	社会経済生産性本部事務局次長
柴田 裕子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株) 政策研究事業本部 政策研究業務企画室長
橋本 光男	職業能力開発総合大学校電気システム工学科教授
松井 泰則	立教大学経営学部教授
松本 宏行	ものづくり大学製造技能工芸学科准教授
八木澤 徹	日刊工業新聞社編集委員兼論説委員
和田 充夫	関西学院大学商学部教授

五十音順・敬称略

技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会開催経過

◎第1回（平成20年5月26日）

- 「技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会」開催の趣旨について
- 技能検定制度の概要及び実施状況について
- 今後の議論の進め方について
- 意見交換

◎第2回（平成20年6月26日）

- 職種の統廃合等の考え方について
－技能検定における便益と費用について－
- 調査及び試算について

◎第3回（平成20年10月21日）

- アンケート調査結果について
- 技能検定職種の統廃合等に係る指摘と論点について

◎第4回（平成20年11月25日）

- アンケート調査結果の再解析等について
- 専門調査員会報告書（案）について

◎第5回（平成20年12月18日）

- 専門調査員会報告書（案）について

規制改革会議「規制改革推進のための第2次答申」(平成19年12月25日)(抄)

5 官業改革

(3) 既往の会議等が提言した官業改革のフォローアップ

② 特別の法律により設立される民間法人

ア 中央職業能力開発協会

【問題意識】

中央職業能力開発協会は、国からの補助金等により多くの事業を実施しているが、各種技能検定のうち民間参入が行われている職種は極めて限定的であることから、「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」(平成17年12月21日規制改革・民間開放推進会議)における指摘を踏まえ、「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(平成18年3月31日閣議決定)において、各種技能検定職種の更なる民間参入の促進を図るとともに、民間参入のない職種については、受検者等の社会的ニーズを踏まえ、技能検定職種として存続すべきかを検証し、その見直しを行うこととされた。

これを受けて、厚生労働省では、平成18年5月以降「技能検定職種等のあり方に関する検討会」を開催し、同年9月には、技能検定職種の統廃合・新設や民間参入の促進に関する基本的考え方を示した報告書が取りまとめられるに至った。

現在、この基本的考え方に基づき、厚生労働省において、その具体的な対応策が検討されているところであるが、技能検定職種の統廃合等について検討を進めるに当たっては、協会の事業に公費が投入されている事実にかんがみ、当該業界団体及び関連する専門家のみによる検討に止まらず広く公共の見地より、統廃合等をもたらす社会的利益が透明なプロセスの下で検証されることが重要と考える。また、この検討作業が、遅延することなく実施され、速やかに技能検定職種の統廃合等を実現するためには、作業工程を明確化させるとともに、統廃合等についての定量的基準を設定する必要がある。

【具体的施策】

中央職業能力開発協会が実施する技能検定については、検定職種の統廃合・新設、民間参入を促進するに当たり、個々の技能検定試験がもたらす社会的便益と費用を勘案し、それらの社会的有用性を客観性・透明性を確保したプロセスを経て広く公共の見地から検討できる体制整備を行うべきである。

上記の検討体制下における検定職種の統廃合・新設、民間参入を着実に推進するため、実施期限を付した検討の作業計画を策定するとともに、同作業計画において、検定職種の統廃合を明確化・加速化させるため、例えば、受検者数が年間100名以下の検定職種等については廃止する方向で検討を進めることとするなど、定量的な基準を盛り込むべきである。

また、検討過程の客観性・透明性の確保に当たっては、基礎的情報の公開が前提となることから、検定職種ごとの受検者数の推移、それらの企業・労働者等に及ぼす効果、収支構造の試算等を積極的に公表することにより、個々の検定職種の社会的ニーズ、公的負担の程度等を明らかにすべきである。

【平成20年度措置】

さらに、技能検定試験における指定試験機関は、現在、非営利団体に限定されているが、安定性・継続性、中立性・公平性等の必要な条件を整備した上で、営利団体にもこれを開放することについて検討すべきである。

【平成20年度結論】

技能検定制度の見直しに向けたアンケート調査結果の概要

1 調査の概要について

(1) 業界団体調査

a. 調査対象

中央職業能力開発協会において「技能検定協力団体」となっている業界団体(209 団体)

b. 調査時期及び方法

平成 20 年 9 月

調査票を中央職業能力開発協会を經由して送付した。なお、複数の職種について検定協力団体となっている場合は、5 職種までの場合は協力している全職種、5 職種を超える場合は厚生労働省が指定した 5 職種について回答を要請した。

c. 回収数 192 件 (113 職種)

※ 調査票を送付した 209 団体のうち、149 団体より回答があった。

※ 件数については、1 団体から複数職種分の回答を得た場合は別カウントとしている。

(2) 技能検定受検者調査

a. 調査対象

平成 20 年度前期技能検定学科試験を受験した者(サンプル調査)

b. 調査時期及び方法

・平成 20 年 7 月 27 日、8 月 24 日、同 31 日、9 月 3 日、同 7 日

・調査票を都道府県能力開発主管課に送付し、都道府県ごとに指定した日に実施される技能検定学科試験の際に受験者に配布し、試験終了後に回収した。

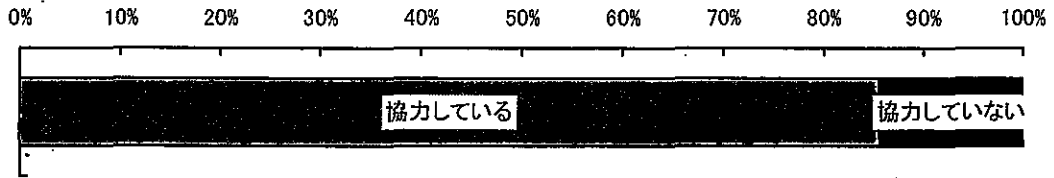
・なお、配布数は 7 月 27 日分(主として 3 級試験)は 20 部/県、その他は各県 50 部/県の合計 2,050 部を想定していたが、都道府県の判断で増刷配布したケースもあるため、回収できた全件を集計対象とした。

c. 回収数 2,886 件 (44 都道府県)

2 業界団体調査結果の概要

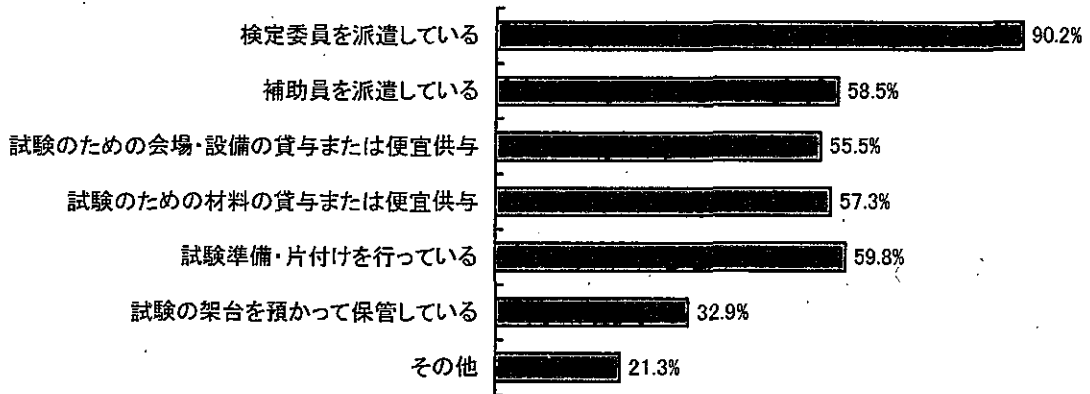
(1) 実技試験への協力について

回答数のうち86%が「協力している」と回答した。



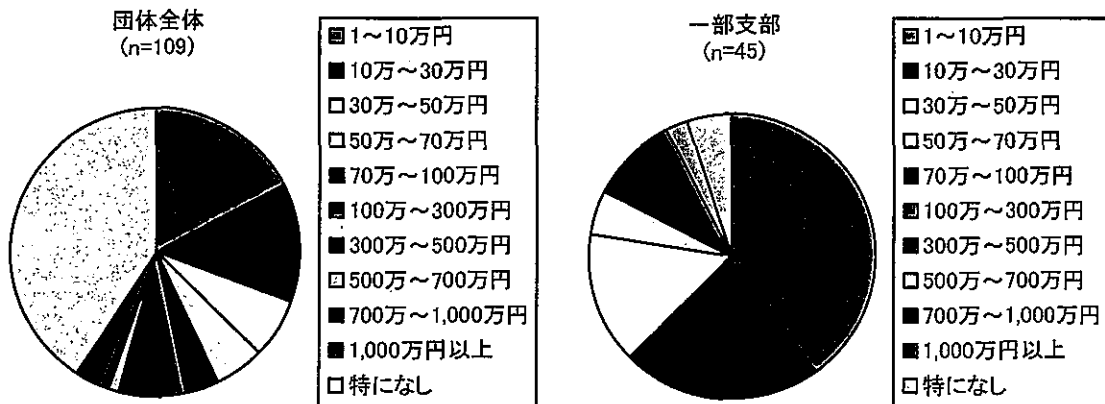
(2) 実技試験への協力内容について

(1)で「協力している」と回答した中では、「検定委員の派遣」が9割を超えたほか、他の項目でも50%代後半の高い割合を示した。「試験の架台」は必要のない職種もあるため、割合は低めに出ている。



(3) 実技試験実施の協力に当たり負担した費用(年間)

実技試験実施の協力に当たり団体が負担した費用は、「1~10万円」と「10~30万円」の回答が多かったが、「1,000万円以上」との回答もあった。今回調査では人の派遣や便宜供与も可能であれば金額に換算して欲しい旨要請したが、調査期間が短かったため、回答の内容に濃淡が生じたことは否めない。

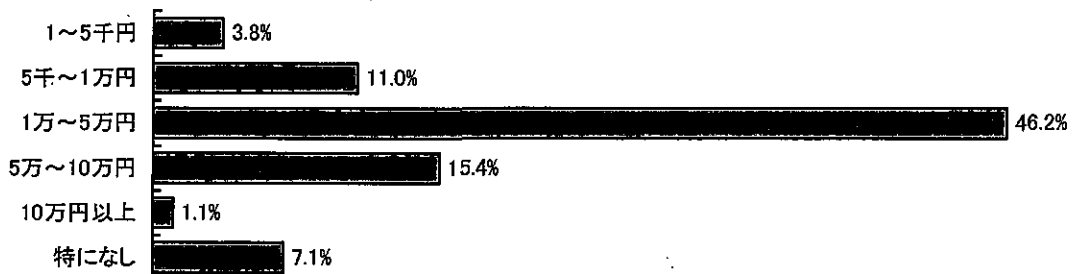


(4) 団体の関係職種が技能検定として存在するメリット

自由記入形式で回答を求めたところ、①技能者の技能水準を客観評価できる、②国家検定合格で自信と誇りにつながる、③職業の知名度が上がり、団体のまとまりが良くなる、④知識と技能の両方が身に付く、⑤技能水準の向上が製品品質の安定化につながる、等をメリットとして掲げる団体が多かった。一方、合格者の社会的地位の向上や経済的な優遇措置のためには、もっと PR が必要との意見も見られた。(個別の回答については、別紙 1 を参照のこと。)

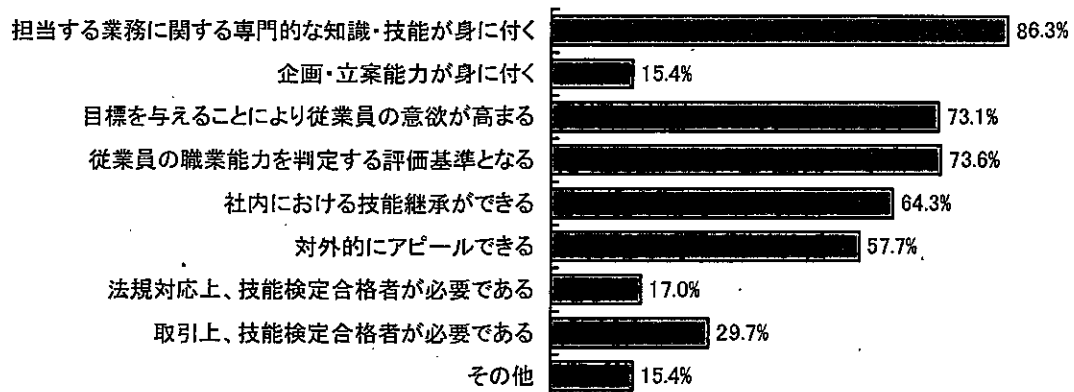
(5) 団体の傘下企業において従業員の技能検定受検のために支払っても良いと考えている費用

半数近くが「1万円～5万円」と回答した。



(6) 従業員が技能検定を受検(または合格)した場合の企業のメリット

「担当業務に関する専門知識・技能が身に付く」が最多で、「従業員の能力評価基準となる」「従業員の意欲が高まる」「技能継承が出来る」も6割以上が該当ありと回答した。



3 技能検定受検者調査結果の概要

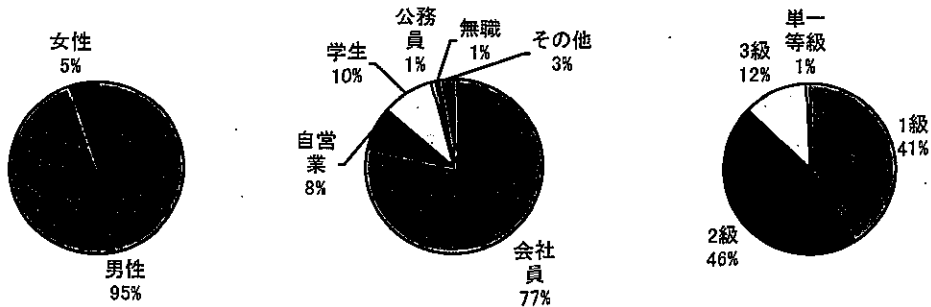
(1) 回答者のプロフィール

男女別では男性が95%を占め、受検者の平均年齢は31.4歳であった。

職業別では会社員が77%を占め、学生(10%)と自営業(8%)がこれに続く。

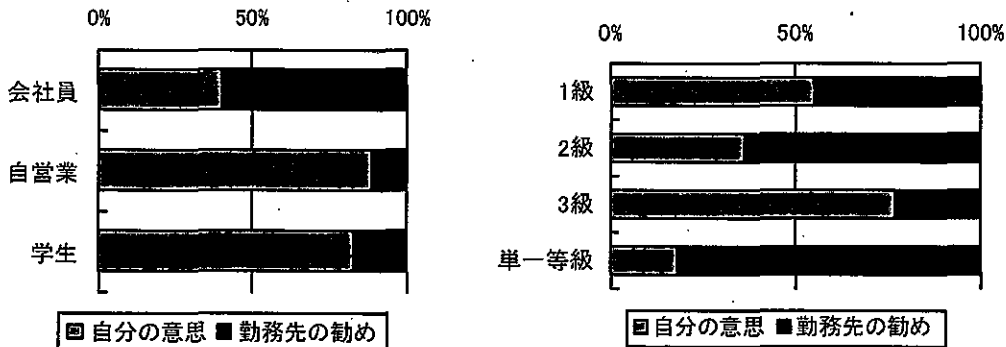
等級別では、1級と2級で全体の9割近くを占め、単一等級の受検者が僅かであった。

47職種から回答があり(15%は職種無記入)、機械加工(387件)、仕上げ(290件)、塗装(261件)、金属熱処理(219件)、造園(176件)、電気機器組立て(133件)等からの回答が多かった。



(2) 受検動機

職業別で見ると会社員は「勤務先の勧め」の割合が高い。等級別では3級において「自分の意思」の割合が高く、受検生の多くを学生が占めるためと思われる。

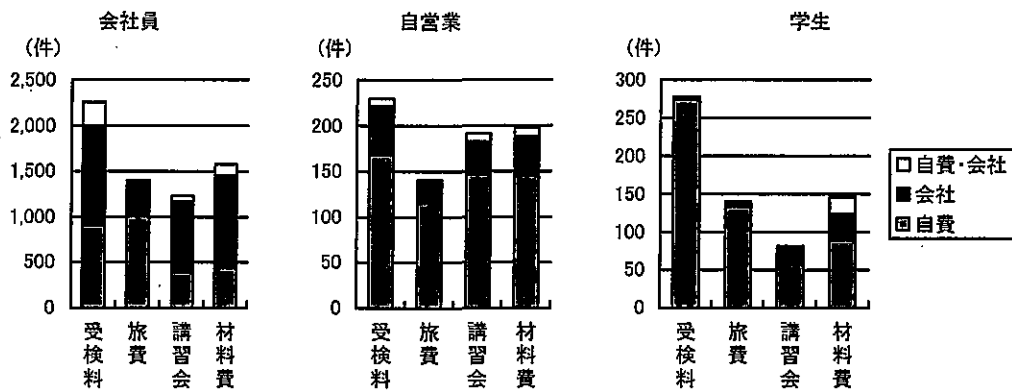


(3) 受検にかかった費用及びその負担方法

会社員は、受検料、講習会及び材料費の3項目で会社負担の割合が自費負担よりも高く、業務の一環として技能検定を受検する傾向が見られる。

自営業は、会社員や学生と比較すると、講習会や材料費を支弁する割合が高い。

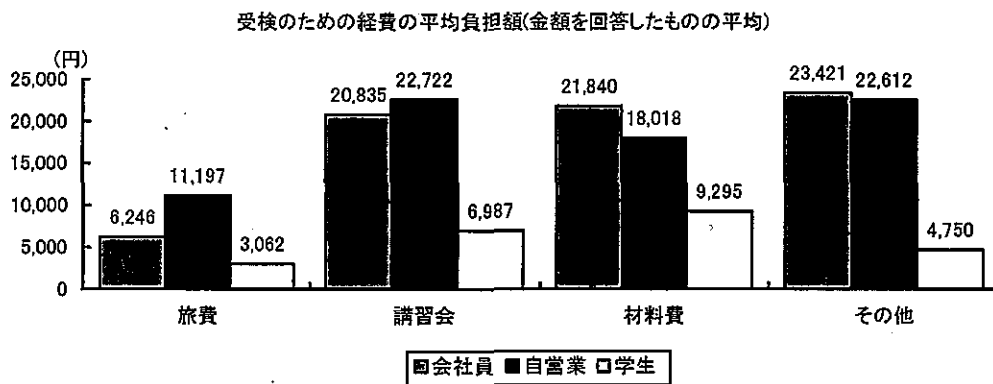
学生は、講習会や材料費で「会社」の回答が一定数見られるが、授業の一環として学校で経費を負担しているものと思われる。



(4) 受検のためにかかった費用の具体額

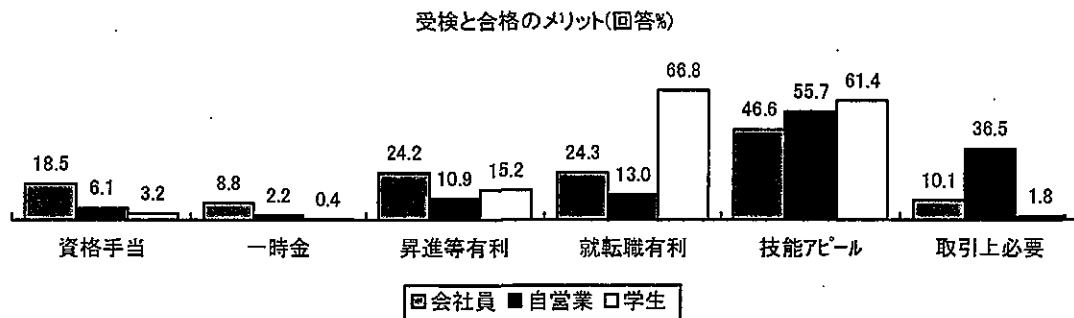
受検のためにかかった費用の具体額の平均値は、旅費で6,554円、講習会で22,302円、材料費で20,693円、その他で22,466円であった。いずれの項目も、学生の平均額は会社員や自営業に比べてかなり低水準であった。

「その他」としては、学習のためのテキスト類や、受検に必要な工具(道具)類などがあげられた。



(5) 受検と合格のメリット

受検と合格のメリットについて、「あり」と答えた者の割合を見ると、「技能レベルをアピールできる」が最多で、いずれの職業も高い数値を示した。「就職・転職に有利」は学生において割合が高く、「取引上の必要」は自営業において割合が高かった。なお、「資格手当」の平均額は5,945円、「一時金」の平均額は25,328円であった。



(6) 他職種または他試験の受検予定／受検経験

3 金属加工関係、及び5 電気・精密機械器具関係において、他職種の技能検定受検として多くの職種があげられた。

また、他の資格試験としては、危険物取扱者試験や施工管理技術検定が多くの職種で見られたほか、労働安全衛生関連の資格も多く見られた。(詳細は別紙2を参照のこと。)

(7) 技能検定制度をよりよいものとするための意見

技能検定試験に関しては、「受検料の軽減(特に高校生に対する負担の一層の軽減)」、「年に複数回の実施」、「受検会場を各地に設ける」、「実技試験実施時期の変更(真夏では暑すぎる)」、「合否内容の詳細の開示」など、

受検準備に関しては、「参考書、教科書の充実」、「通信講座の実施」、「受検準備講習会に係る情報の集約」など、

技能検定制度そのものに関しては、「制度の存在をもっとアピールし、認知度を上げる」、「資格を持っていることによるメリットをわかりやすく示す」などの意見が寄せられた。